

京都駅八条口タクシー待機場管理運営業務仕様書

1 施設の運営に関する業務

(1) タクシー待機場等の監視業務

タクシー待機場、タクシー乗り場、タクシー降り場、予約・大型タクシー乗り場、第2タクシー待機場（鴨川西ランプ）、路上の誘導表示機の設置位置の位置図を資料1に示す。

監視業務として係員を1名配置し、以下の業務を行う。

配置時間は、毎日9：00～17：00とする。

ア タクシー待機場ゲート監視（常時）

イ タクシー待機場、タクシー乗り場、タクシー降り場、予約・大型タクシー乗り場の巡回監視（常時）

ウ 第2タクシー待機場の巡回監視（随時）

エ 路上の誘導表示機の監視（6箇所）（随時）

注1 タクシー待機場、タクシー乗り場、タクシー降り場、予約・大型タクシー乗り場、第2タクシー待機場は、市道敷にあり、業務にあたっては、道路法の諸規定を遵守する。

注2 緊急時の対応方法については、資料2を参考として、道路管理者との調整を行うこと。

注3 監視業務については、本市が指定する配置人数、配置時間での実施原則とするが、利用状況に応じて人員等に変更の必要が生じた場合は、本市の承認を得て変更することができる。

(2) タクシー配車システムの運用

タクシー配車システムの運用を行う。

タクシー配車システムに関する概要及び設備一覧を資料3に示す。

【運用状況】

供用時間 24時間

タクシー待機場へ直接入場させる「直入モード」を基本としながらも、タクシー供給が需要を上回り、タクシー待機場で待機するタクシーが多い時間帯については、八条通にタクシーが溢れ出さないように、第2タクシー待機場経由でタクシー待機場へ入場させる「経由モード」に切り替える。また、タクシー需要と供給のバランスがとれ、タクシー待機場で待機するタクシーの数が減少した場合は、速やかに「直入モード」に切り替えるなど、タクシーの需要と供給のバランスに応じたこまめな入場方法の切替を行う。

<イメージ>

タクシー需給のバランス	入場モード
需要 ≥ 供給	直入モード
需要 < 供給	経由モード

(3) タクシー待機場利用に関する事務手続き

指定管理者は、京都駅八条口旅客自動車待機場等条例（資料4）、京都駅八条口旅客自動車待機場要綱（資料5）に基づき、タクシー待機場利用申込に関する受付や待機場利用に係る利用料金の徴収を行う。利用料金の徴収対象時間は、6：00～23：00である。

以下に業務を示す。

ア タクシー待機場利用者への請求書の発行

イ タクシー待機場利用者からの利用料金の徴収

ウ タクシー待機場利用に関する登録の受付

2 施設の維持管理に関する業務

(1) 施設等の保守管理

タクシー配車システム運用について、以下の保守管理業務を行う。

- ア 遠隔監視対応（24時間対応）
- イ ゲート障害緊急対応（随時）
- ウ ゲートの保守点検（2回／年）
- エ システム障害対応（随時）
- オ サーバー、PC、表示装置点検（1回／年）

(2) 清掃業務

以下の場所における清掃を実施するものとする。

- ア タクシー待機場（毎日）（資料6）
- イ タクシー乗り場、タクシー降り場、大型・予約タクシー乗り場（毎日）（資料6）
- ウ 第2タクシー待機場（随時）（資料1）

3 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

指定管理者は業務開始に先立ち、業務スケジュール表を作成し、本市へ届け出て承認を得るものとする。

(2) 進捗状況の報告

指定管理者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

4 事業の評価

(1) 自己評価の実施

利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、適宜、円滑な施設運営に反映させること。

(2) 京都市の評価

利用者意見の集計結果及び事業報告書を元に毎年の活動内容を評価する。

なお、毎年の評価に際しては、外部の有職者からの評価、意見等を求める場合がある。

(3) 是正勧告

利用者意見の集計結果及び毎年の事業報告書、事業進捗状況報告書等に基づき、業務内容に疑義あるときは、指定管理者に説明を求め、または、京都市の立入調査を実施する。その上で、改善が必要と認める場合は、指定管理者に対して、業務改善勧告、是正勧告等を行うことがある。

5 留意事項

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、京都市と協議すること。

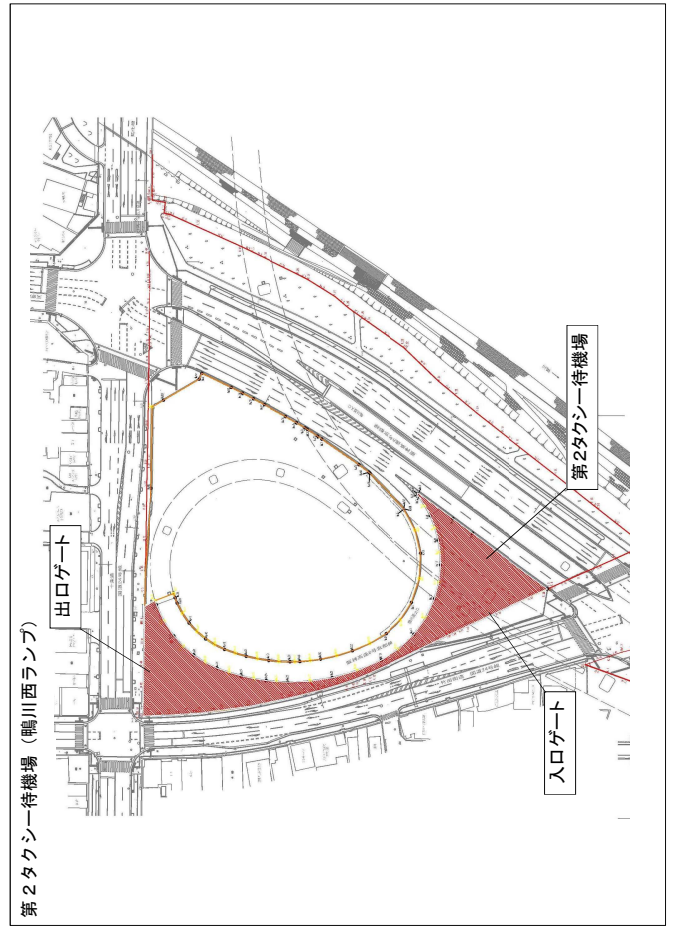
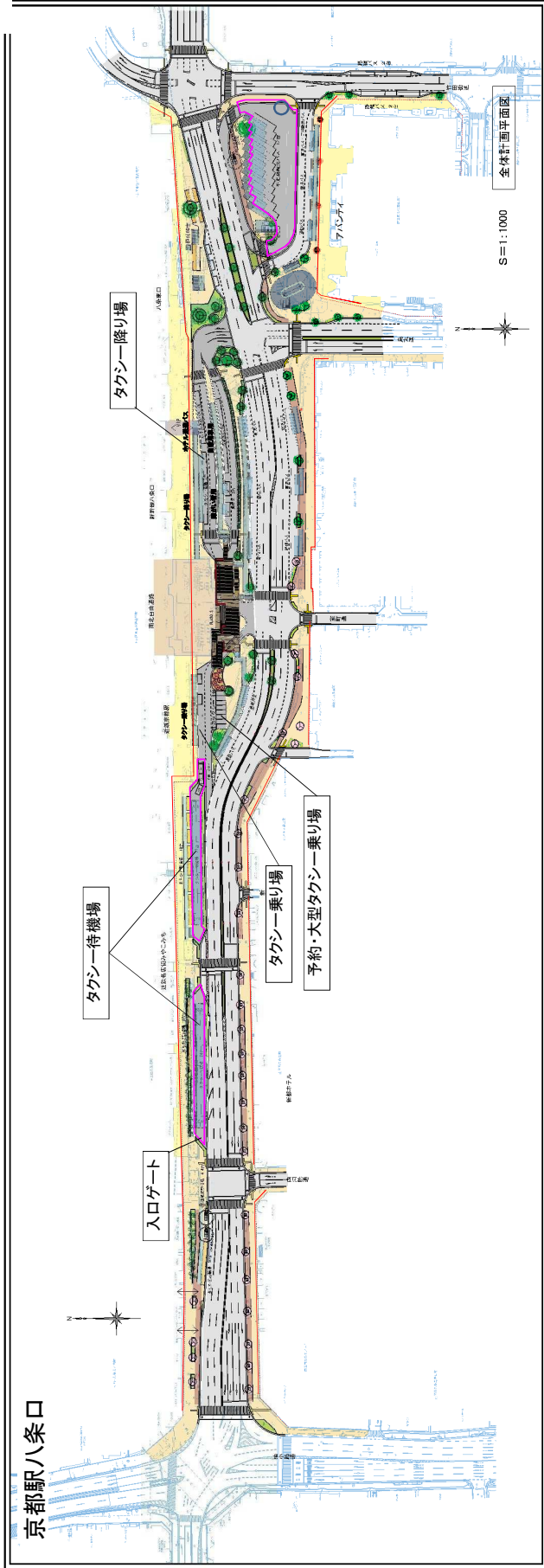
また、募集要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について本仕様書に定めのない事項又は業務上の疑義が生じた場合は、京都市と協議し、その都度決定する。

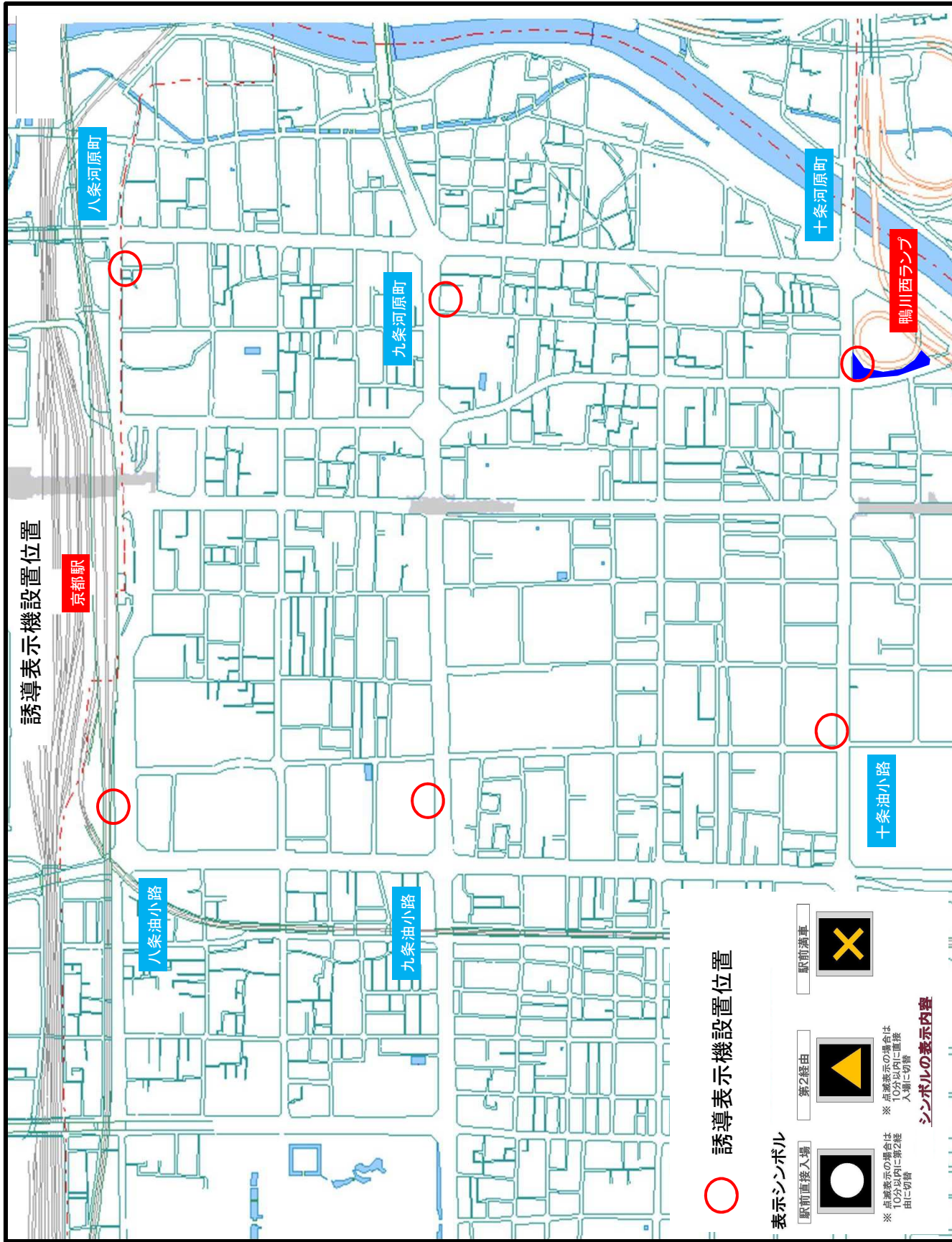
本市所有の監視カメラの取扱いについては、京都駅八条口旅客自動車待機場等に設置する防犯カメラの運用に関する要綱（資料7）を遵守すること。また、指定管理者が監視カメラを設置する場合、記録媒体の保管方法及び画像の利用方法等は、同要綱に準ずるものとする。

京都駅八条口タクシー待機場管理運営業務仕様書

参考資料 目次

- 資料 1 京都駅八条口タクシー待機場 位置図
- 資料 2 京都駅八条口タクシー関連施設の緊急時対応について
- 資料 3 タクシー配車システムの概要
- 資料 4 京都駅八条口旅客自動車待機場等条例
- 資料 5 京都駅八条口旅客自動車待機場等要綱
- 資料 6 日常管理範囲図
- 資料 7 京都駅八条口旅客自動車待機場等に設置する防犯カメラの運用に関する要綱





○ 誘導表示機設置位置

表示シンボル

駅前直接入場	第2経由	駅前満車

※ 点滅表示の場合は10分以内に直接入場に切替

※ 点滅表示の場合は10分以内に第2経由に切替

シンボルの表示内容

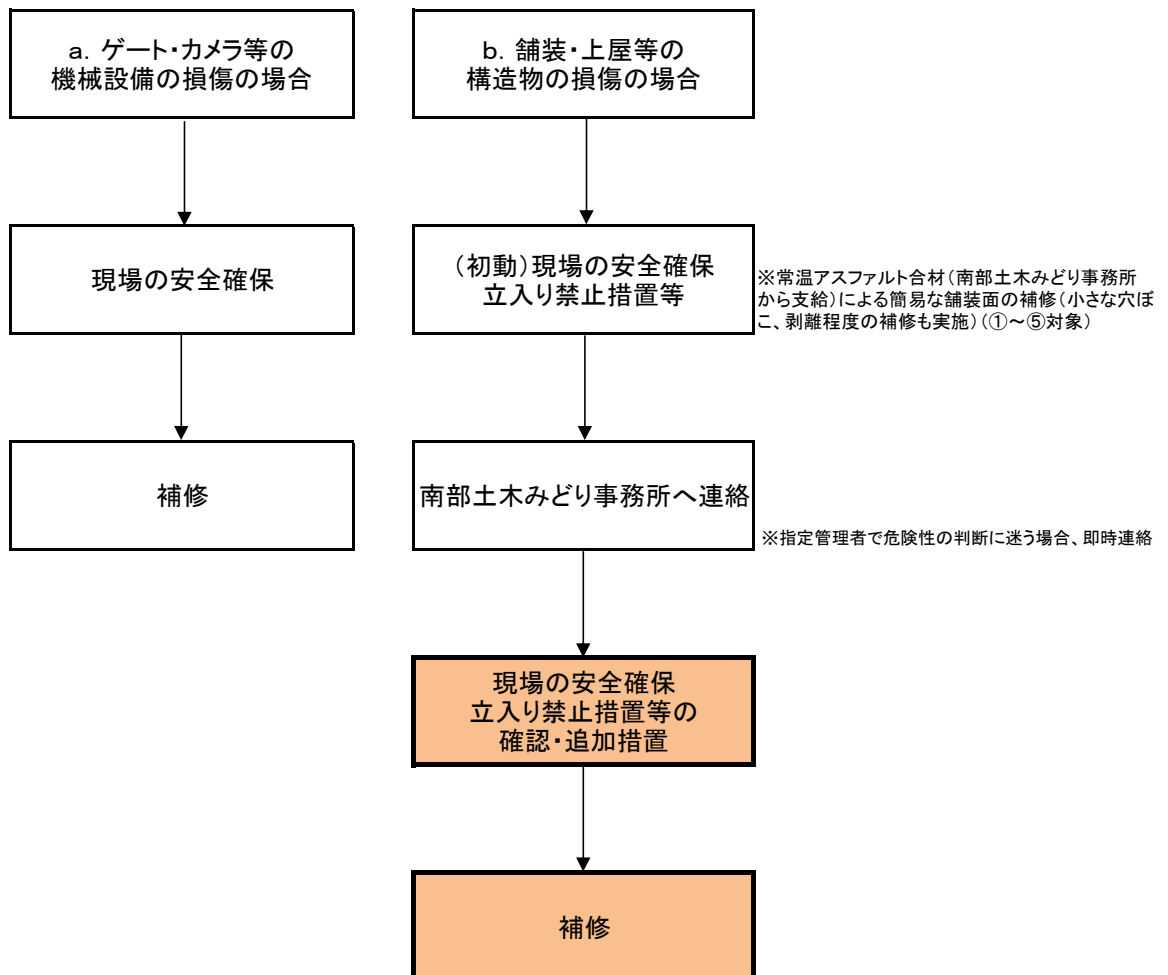
京都駅八条口 タクシー関連施設の緊急時対応について

資料2

◎対象施設 ①タクシー待機場 ②タクシー乗り場 ③タクシー降り場
④予約・大型タクシー乗り場
⑤第2タクシー待機場(鴨川西ランプ)
⑥路上の誘導表示機

指定管理者対応

南部土木みどり事務所対応



タクシー待機場・第2タクシー待機場・移動道路の車両をシステムにて常時管理し
タクシー待機場の空き状態を第2タクシー待機場にリアルタイムに通知することで
効率的に第2タクシー待機場から車両を出庫します

タクシー待機場、第2タクシー待機場、移動道路
の3カ所の車両台数をRFIDタグ情報にて紐付・
把握

1 第2タクシー待機場 入場

- ・ゲート前で車両を認証し
満車で無ければゲートを開放します
- ・タグ不携帯車両を検出し、警報通知
します

2 第2タクシー待機場 退場

- ・第2タクシー待機場で順番に待機
- ・データベースより駅前空き台数を表示します
- ・ゲート前で車両を認証し、空き台数があれば
ゲートを開放し、出庫します
- ・車両の流動性を監視し、駅前車両の不足を予
測して空き台数以上の車両を出庫します



入口ゲート



第2タクシー待機場



出口ゲート

4 タクシー待機場 退場

- ・出口ゲートの通過車両を認証します
- ・タクシー乗り場へ移動します

3 タクシー待機場 入場

- ・ゲート前で車両を認証し、第2タクシー待機場
経由車であればゲートを開放します
- ・タグ不携帯車両を検出し、警報通知
します



タクシー乗り場

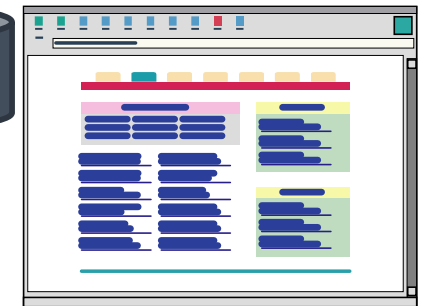
出口ゲート
(バーチャル)



タクシー待機場



入口ゲート



一般道路

タクシー配車システムの概要

システム切替機能(運行形態)

タクシー配車システムの運行形態を3つのモードで管理します。

(1) 経由モード

第2タクシー待機場を経由してタクシー待機場へ入場するモード。タクシーが過剰となる時間帯に適用します。



(2) 直入モード

第2タクシー待機場を閉鎖し、タクシーは直接タクシー待機場へ入場するモード。タクシーが不足する時間帯に適用します。タクシー待機場が満車になると、待機場の入場ゲートを閉鎖し入場を制限します。



(3) 開放モード

第2タクシー待機場を閉鎖し、タクシーは直接タクシー待機場へ入場します。タクシー待機場では、ゲートを開放状態にし、自由に入場可能にします。原則、長期停電時やシステム障害などの場合に適用します。



タクシー配車システムの概要

配車システム切替機能

(1) モード表示

タクシー運転手が円滑に運行できるように、タクシー待機場入口、第2タクシー待機場入口と出口及び主要交差点の表示機に、「直入」「経由」のモード状態をリアルタイムに表示します。また、既設WEBサーバと連携して、モード状態やタクシー待機場、第2タクシー待機場、移動中の車両台数を携帯電話やスマートホンで確認できるようにします。

(2) モード切替の事前通知

混乱を避けるため、モード切替の一定時間(20分程度)前に、各LED表示機を点滅表示して 事前予告します。

(3) モードのスケジュール管理

管理端末のスケジュール設定画面(図1参照)により、あらかじめスケジュールを設定し、日々のモードを自動的に切替えます。スケジュールは、曜日またはカレンダーで特定日付を 指定して稼働時間を指定することができます。

(4) モードの手動切替

システムで運行状態を常に監視し、単独モードでタクシー待機場が満車、タクシー待機場の車両不足の状態を管理端末に警報通知します。

警報を確認しタクシー待機場の状態を確認して、監視画面の切替ボタンをクリックすることで、準備モードを経て、モードを切替えることができます。

(5) モードの自動切替

モード管理を「自動」に設定することで、タクシー待機場と第2タクシー待機場の車両台数の遷移をシステムで監視し、自動的にモードを切替えます。

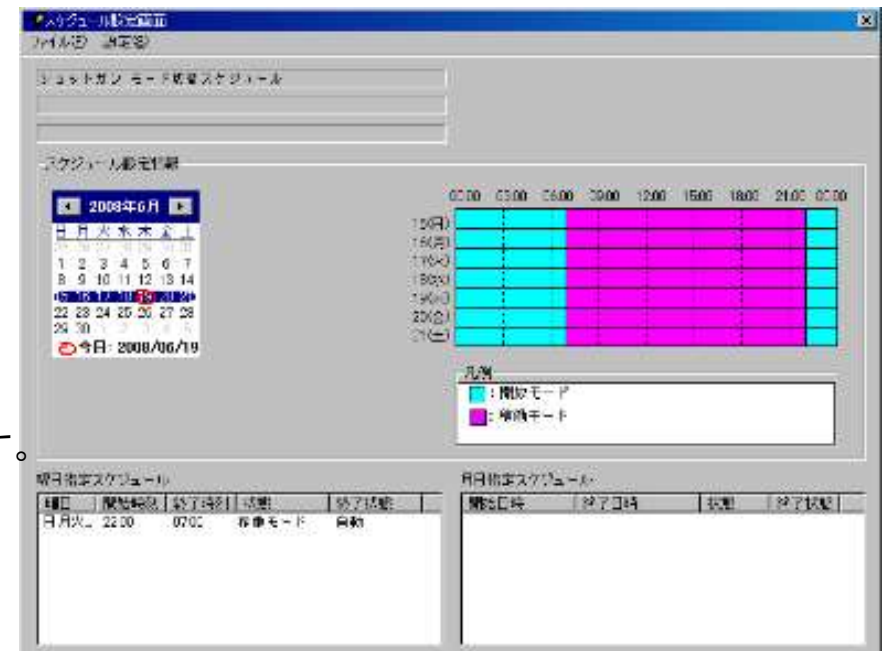


図1 モードのスケジュール設定画面

タクシー配車システムの概要

交差点稼働表示

(1) 主要交差点の表示場所

京都駅前付近の主要交差点6か所に、システムの運用状態をリアルタイムに表示するための表示機を設置します。

設置する各交差点は表1、図2の通りです。

表 1 主要交差点名称

交差点名称	
八条油小路	八条河原町
九条油小路	九条河原町
十条油小路	十条河原町

(2) 主要交差点の表示装置

表示灯は、交差点付近の既設街路灯に設置し、遠方からも視認性に優れた、高輝度LED表示機を採用し、直感的に判断できるようにシンボル表示します(※1)。
設置イメージを図3に示します。

(3) 表示シンボル

表示文字数1文字とします。シンボルの例を以下に示します。
最終的には、別途協議の上決定します。

『○』(白)..... 直入モード

『△』(オレンジ).... 経由モード

『×』(オレンジ).... タクシー待機場満車

また、○⇒△、△⇒○の切り替えの一定時間前から、シンボルを点滅表示に切り替えます



図2 主要交叉点 平面図

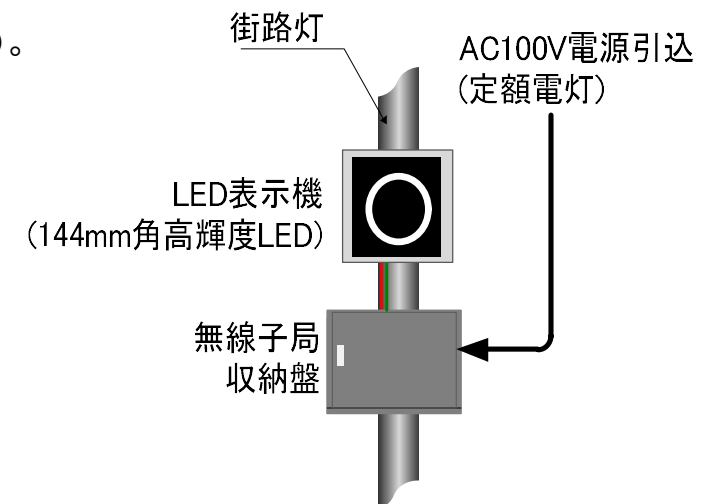


図3 モード表示機 設置イメージ図

タクシー配車システムの概要

交差点間無線機システム

(1) 920MHz無線ユニット仕様

920MHz無線通信の主な仕様を右表に示します。

(2) 電波伝搬試験

実施前に親局～子局、子局間での電波伝搬試験を実施し、十分な感度が得られない地点間の通信には、中継局を設置して通信の安定性を確保します。

システム構成を図4に示します。

項目	仕様
無線インターフェース	周波数
	920MHz帯 (ARIB STD-T108準拠: 922.3~928.1MHz)
	PHY/MAC規格
	PHY: IEEE802.15.4g MAC: IEEE802.15.4
	最大送信出力
	20mW
	伝送レート
	最大100kbps (環境により異なります)
	伝送距離
	見通し 約1km (環境により異なります)
	変調方式
	GFSK
最大消費電力	1W以下
外形寸法	115x56x24mm (突起物、取付プレート、アンテナ含まず)

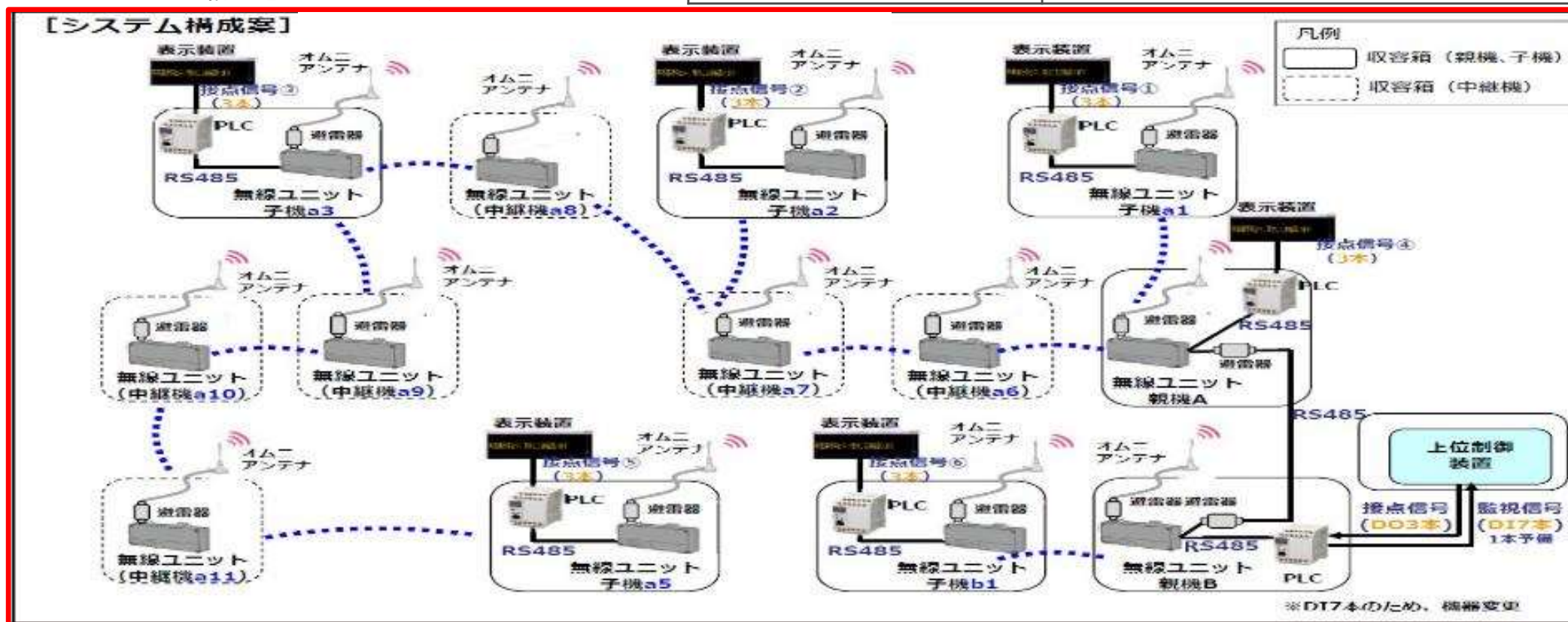
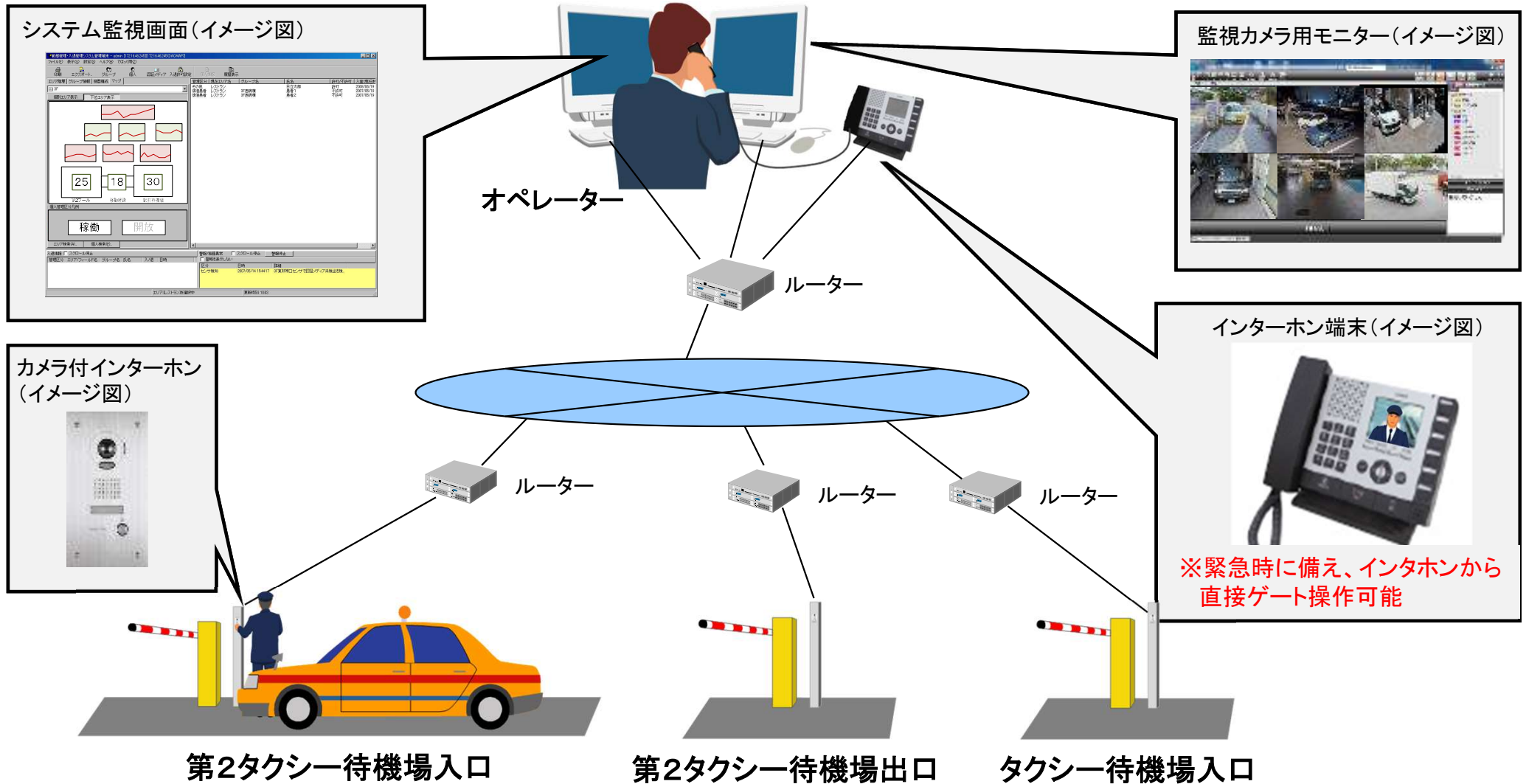


図4 主要交差点間無線通信システム構成

タクシー配車システムの概要

インタホンシステム

ゲートトラブル等によりゲートが開かなかった場合、運転手がゲート設置のインタホンで管理場所の親機を呼び出します。管理者は、インタホンの画像で呼び出し者を確認し、監視カメラの画像で周囲の安全を確認して、インタホン親機の解錠ボタンでゲートを開放します。



タクシー配車システムの概要

システム監視機能

システム監視機能として1画面で全体状況を把握できるよう致します。

■主なメニュー説明

- ① 第2タクシー待機場・移動経路・タクシー待機場の其々エリアの車両台数を表示

- ② 総台数・滞留及びゲート通過台数等の遷移をグラフ表示
(直近1時間での遷移・
運行状況のビジュアル化)

- ③ システムのモード切替ボタン
(自動・手動選択)

- ④ 指定エリア別の車両の入退場履歴を表示

- ⑤ 指定エリア別の現時点での車両リストの表示

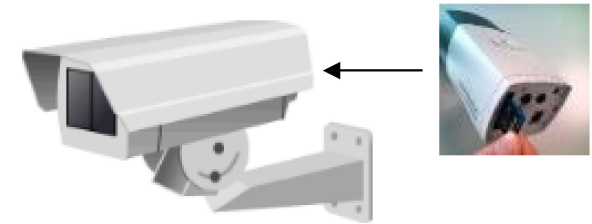
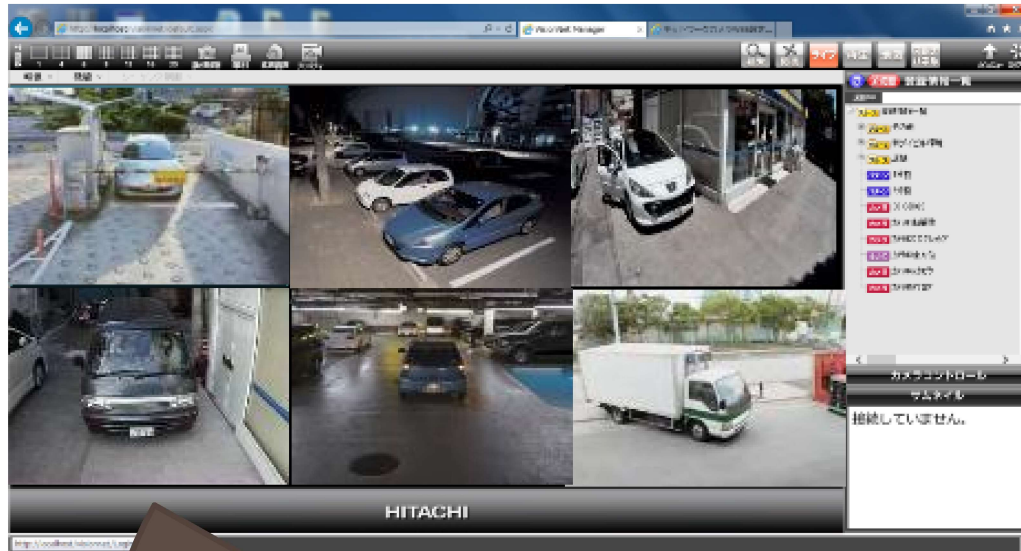
- ⑥ ルール違反車両やシステム異常などのアラーム表示



タクシー配車システムの概要

監視カメラシステム

監視モニターで、常時リアルタイムに監視します。
また、違反車両を検出した時は、ポップアップでその時の画像を表示します。



ハウジング収納SDカードで記録

対象カメラをポップアップ
ウィンドウに表示可能

違反車両検出！！



アラーム一覧のボタンから
対象カメラの再生が可能

ライブ 再生

タクシー配車システムの概要

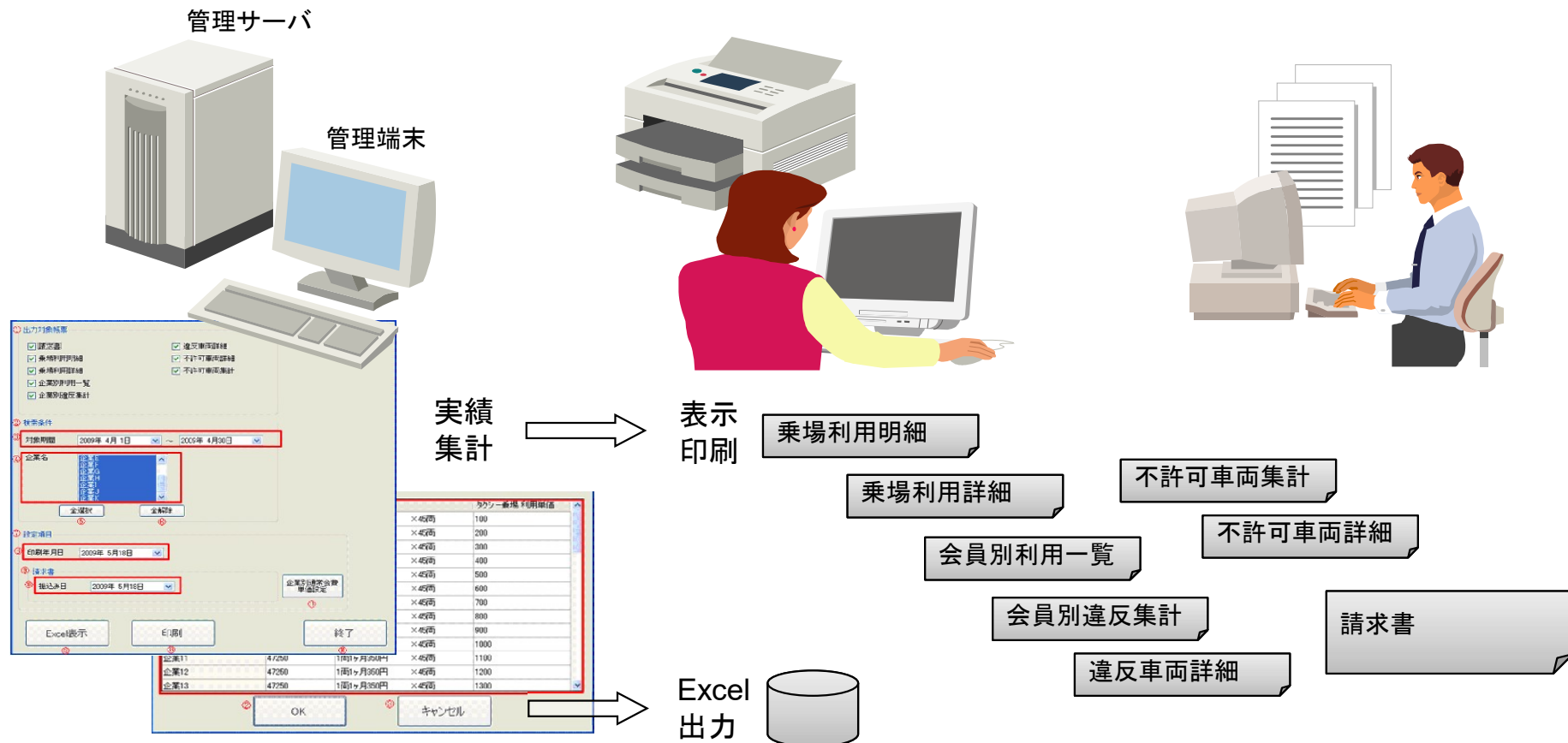
課金請求機能

毎月の課金の集計処理、違反車両の管理などの事務処理を、一般の事務員でも簡単な一括操作で処理できます。

1 タクシー実車の実績を
を自動集計します。

2 タクシー会社別履歴の
表示・印刷ができます。

3 課金制の場合、タクシー会社別の
請求書・明細を印刷できます。



システムの全体構成

指定管理者事務所

1φ2W AC100V(近傍 分電盤へ)

監視カメラ用 モニタ端末

管理端末

プリンタ (A4レーザー型)

UPS 750VA

管理サーバ

HUB、ルータ類

インタホン親機

回線終端装置

遠隔監視センター

監視カメラ用 モニタ端末

インタホン親機

HUB、ルータ類

回線終端装置

広域公衆網 (NTT フレッツVPNワイド)

電源引込(配電柱へ) 1φ2W AC100V

RFIDリーダー盤

LED表示機

インタホン

カーゲート

ループコイル

監視カメラ

発電計量箱

駅前タクシープール

空き台数

車両番号

受信アンテナ

LED表示機

ショットガン制御盤

インタホン

カーゲート

出庫警告灯

発信アンテナ

ループコイル

1φ3W AC200V/100V (近傍 分電盤へ)

LED表示機

インタホン

ショットガン制御盤

LED表示機

高速カーゲート

ループコイル

RFIDリーダー盤

LED表示機

録画表示親局盤

監視カメラ

監視カメラ

光ケーブル中継盤

受信アンテナ

発信アンテナ

LED表示機

録画表示親局盤

AC100V電源引込 (定額電灯)

LED表示機 または看板 × 5台

回転表示灯 × 5台

稼働表示 子局盤 × 5面

稼働表示 中継盤 × 5面

稼働表示 親局盤

AC100V電源引込 (定額電灯)

LED表示機 または看板 × 5台

回転表示灯 × 5台

稼働表示 子局盤 × 5面

稼働表示 中継盤 × 5面

稼働表示 親局盤

入口

出口

降場

第2タクシー待機場

タクシー待機場

タクシー配車システムの概要

タクシー待機場設置機器

モード表示機

機能: システムのモード表示
仕様: 300mm角パネル2文字
1段縦型
LED: 高輝度型 色(赤緑橙)
構造: 鋼板製 屋外防雨自立型
概略寸法:
W350×H1500×D100
表示文字(別途協議)
「通常」…橙
「単独」…緑
「開放」…緑
「満車」…赤



外観イメージ図
(ご参考)

カーゲート

仕様: 汎用型カーゲート
構造: 鋼板製屋外防雨型
バー: 3.5m
(ストレートグラス製)
開閉速度: 2秒以下
超音波センサ、ループコイル
車両センサ付



外観イメージ図
(ご参考)

インターホン

仕様: IPネットワーク対応
インターホン子局
(解錠用接点付)
構造: インタホンカバー用
ポール収納



外観イメージ図
(ご参考)

車両認証制御盤

仕様: 鋼板製屋外自立型
(遮光板付)
概略寸法:
W1000×H1900×D1000
外観色: ご指定色
機能:
(1) 広域ネットワーク接続
(2) RFIDタグ認証
(3) カーゲート制御
(4) LED表示機制御
(5) 受電(AC100V)
(6) 各機器へ電源供給
(7) ゲート用UPS(1000VA)
※制御用UPS(2200VA)は別
置とし設置場所は別途協議

受発信機盤

仕様: 鋼板製屋外自立型
概略寸法:
W400×H600×D300
外観色: ご指定色
機能:
(1) RFIDタグ通信用受発
信器内蔵

警報機

仕様: 音声警報機
(ボックス収納)

機能:
開放モードでゲート開放
状態から、ゲートを閉鎖す
る際に音声で警報通知す
る

監視カメラ

仕様: ボックスタイプ 高画質
固定型IPカメラ
SDカード(64GB)付
構造: 屋外ハウジング収納
撮影場所:
・入口…1台
・出口…2台

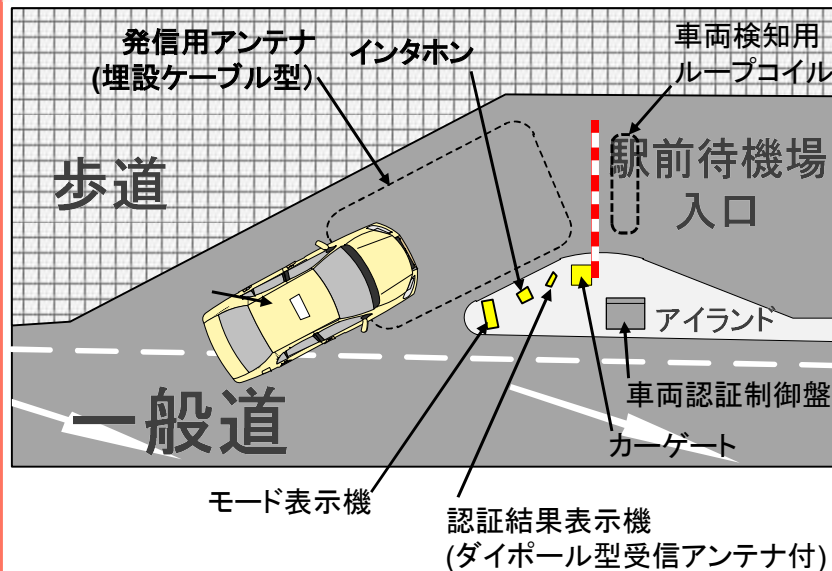


認証結果表示機

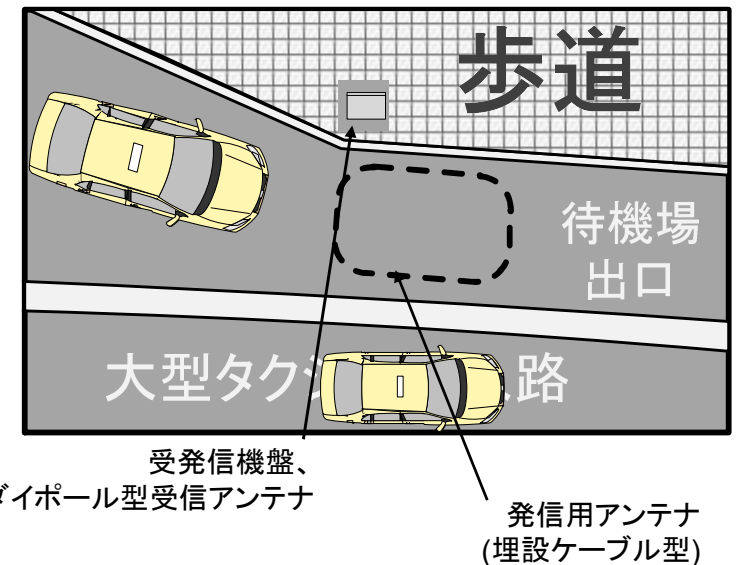
機能: 車両認証結果を表示
仕様: 144mm角パネル4文字
1段縦型
LED: 高輝度型 色(赤緑橙)
構造: 鋼板製屋外防雨型
(ポール設置)
概略寸法: W210×H640×D100
表示文字(別途協議)
「入場可」…緑
「認証不可」…赤
「違反車」…赤
「違反登録」…赤
その他



外観イメージ図
(ご参考)



タクシー待機場入口 平面図



タクシー待機場出口 平面図

タクシー配車システムの概要

第2タクシー待機場設置機器

認証結果表示機

機能: モード状態及び
車両認証結果を表示
仕様: 144mm角パネル2文字
1段縦型
LED: 高輝度型 色(赤緑橙)
構造: 鋼板製屋外防雨型
(ポール設置)
概略寸法:
W210×H640×D100
表示文字(別途協議)
「通常」…緑
「単独」…橙
「違反」…赤
「満車」…赤
その他



外観イメージ図
(ご参考)

カーゲート

駅前待機場設置機器に同じ

インターホン

駅前待機場設置機器に同じ

出庫警告灯

機能: 出庫の際に歩行者に
警告するために音と
光で通知



外観イメージ図
(ご参考)

車両認証制御盤

仕様: 鋼板製屋外自立型
(遮光板付)
概略寸法:
W1000×H1900×D1000
外観色: ご指定色
機能:
(1) 広域ネットワーク接続
(2) RFIDタグ認証
(3) カーゲート制御
(4) LED表示機制御
(5) 受電(AC100V)
(6) 各機器へ電源供給
(7) ゲート用UPS(1000VA)
(8) 制御用UPS(1000VA×2)

受発信機盤

仕様: 鋼板製屋外自立型
概略寸法:
W400×H600×D300
外観色: ご指定色
機能:
(1) RFIDタグ通信用受発信器内蔵

警報機

仕様: 音声警報機
(ボックス収納)
機能:
開放モードでゲート開放
状態から、ゲートを閉鎖す
る際に音声で警報通知す
る

監視カメラ

仕様: ボックスタイプ 高画質
固定型IPカメラ
SDカード(64GB)付
構造: 屋外ハウジング収納
撮影場所:
・入口…1台
・出口…2台

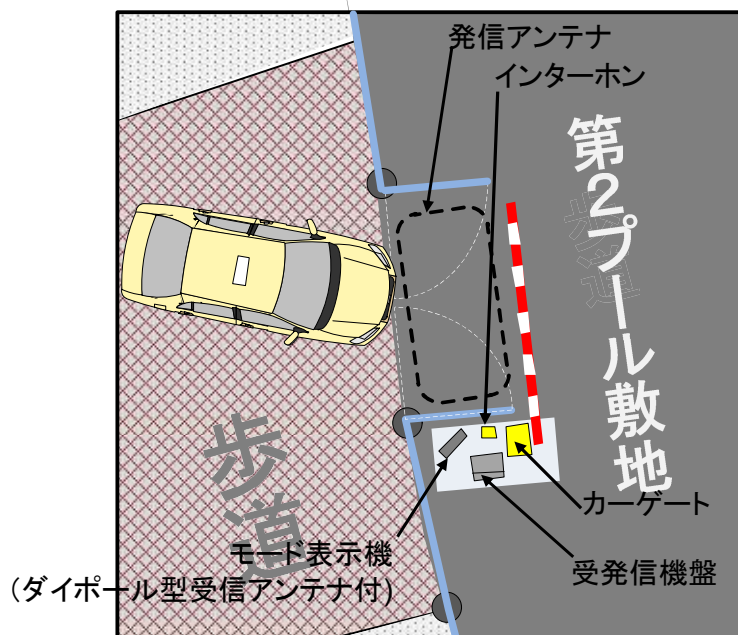


空き台数表示機

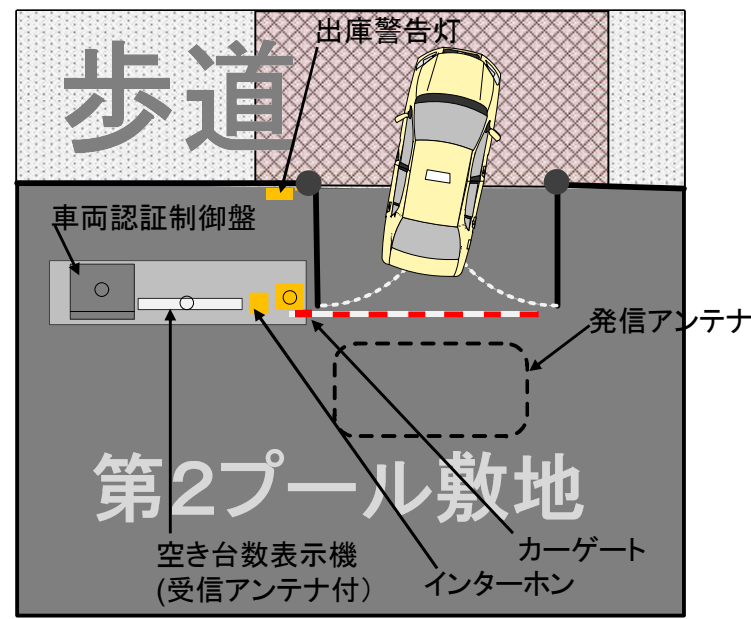
機能: 待機場の空き台数及び認証した
車両のナンバーを表示する
仕様: 144mm角パネル4+2文字横型
LED: 高輝度型 色(赤緑橙)
構造: 鋼板製屋外防雨自立型
看板付、ひさし付
概略寸法: W1500×H1500×D100
表示文字(別途協議)
空き台数(数字1ケタ)…緑
車両番号(文字4ケタ)…緑



外観イメージ図(ご参考)



第2タクシー待機場入口 平面図



第2タクシー待機場出口 平面図

京都駅八条口タクシー乗場を利用されるタクシー運転手の皆様へ

— 京都駅八条口タクシー配車システム運用説明資料 —

タグを取付けないとタクシー待機場へ入場できません

タグを専用クリップに取付け(図1-1)、運転席のサンバイザーの右端に外から見える状態で取付けてください(図1-2)。**タグを正しく取り付けないと、タクシー待機場と第2タクシー待機場出入口のゲートが開きません。**



図1-1 クリップにタグ装着写真

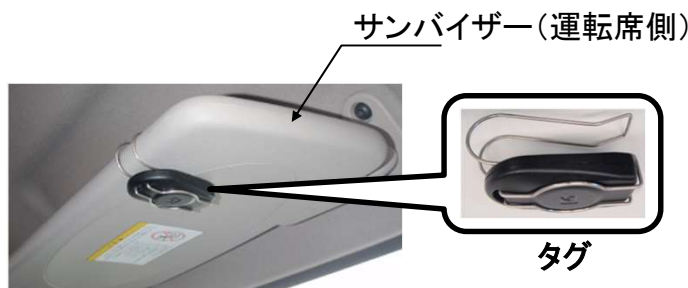


図1-2 サンバイザーに取付写真

経由入場モードの際の待機場への入場方法

第2タクシー待機場、タクシー待機場の運行ルートは、十条通⇒油小路通⇒八条通でお願いします(右図参照)。**経由入場モードの場合、第2タクシー待機場を経由しないでタクシー待機場へ進入しても、入口ゲートは開きません。**以下、入場手順の詳細です。

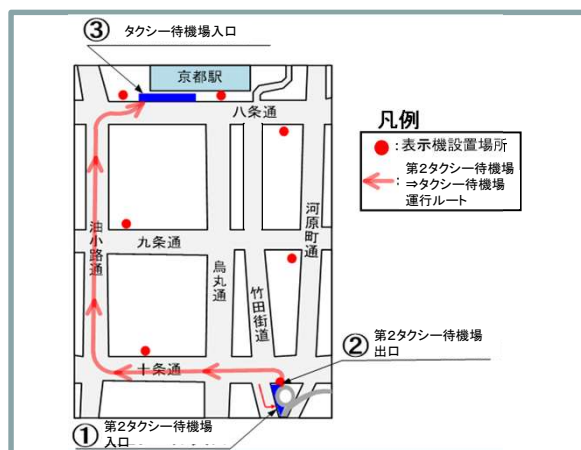


図2-1 運行ルート図

① 第2タクシー待機場入場方法

タグを取付けたタクシーがゲート前に進むとゲートが開きます。タクシー待機場へ直接入場できる時間帯は、入口の表示機が「閉鎖」と表示され入場できません。

満車時や、違反登録車両、紛失登録したタグを取り付けて進入してもゲートは開きません。

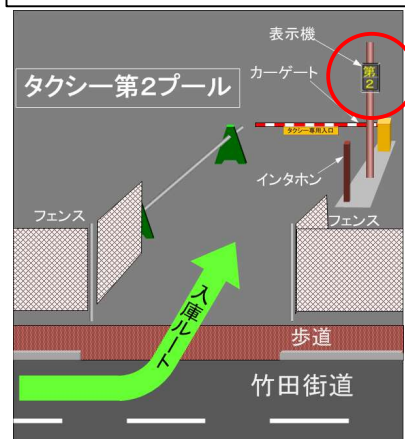


図2-2 第2タクシー待機場入口

② 第2タクシー待機場出庫方法

タクシーは出口ゲート前に待機してください。出口表示機の空き台数表示が1台以上になったらゲートが開きますので速やかに出庫してください。ゲート前に進むと、表示機に登録した車両番号を表示します。

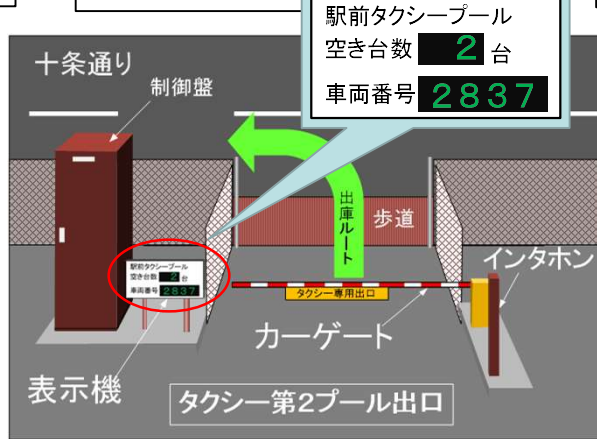


図2-3 第2タクシー待機場出口

③ タクシー待機場入場方法

経由入場モードの場合は、第2タクシー待機場を経由しないとゲートは開きません。また、第2タクシー待機場からの出庫順序とタクシー待機場の入庫順序をチェックしています。満車時や、違反登録車両、紛失登録したタグを取り付けて進入してもゲートは開きません。

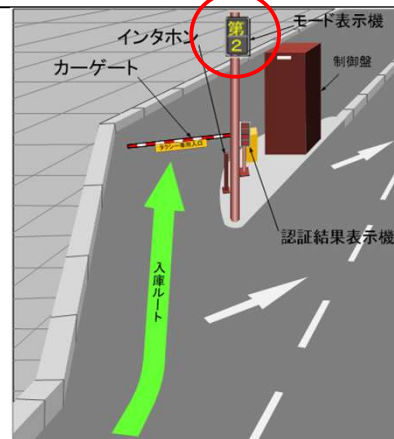


図2-4 タクシー待機場入口

裏面へ続く ↓

運用状態の確認方法

第2タクシー待機場を經由、または直接タクシー待機場入場など、現在の運用状態をタクシー待機場入口(図2-4)、第2タクシー待機場入口(図2-2)と付近の主要交差点に表示機を設置して表示します。主要交差点の表示は、付近の街路灯に設置し(図3-1参照)、設置場所は図2-1に示します。それぞれの表示内容は下表をご確認ください。

タクシー待機場のタクシー台数の状況に応じて、運用モードを切り替える場合、切替の20分前から点滅表示にして予告します。

また、運用状態や次回切替時間などの情報を携帯やスマートホンで確認できます(図3-2参照)。確認方法は、下段のQRコードを携帯電話、スマートホンのバーコード読取機能で読み取るか、直接URLを入力して参照できます(ブックマークに登録しておくとも簡単に確認できます)。

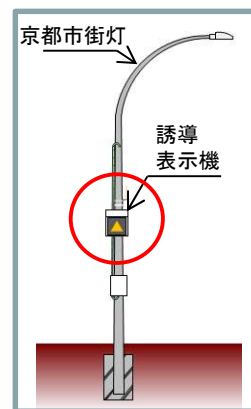


図3-1 交差点表示機

各入口	交差点他	説明
第2	タクシー誘導表示機 	第2タクシー待機場を經由してタクシー待機場へ入場します。点滅するとまもなく直接入場に切り替わります。
直入	タクシー誘導表示機 	タクシー待機場へ直接入場できます。点滅状態になると、まもなく第2タクシー待機場経由に切り替わります。
満車	タクシー誘導表示機 	満車、入場不可。付近に滞留すると指導員等で確認し、悪質な車両は、違反登録して入場を制限する場合があります。(交差点の満車表示はタクシー待機場を示す)
開放	タクシー誘導表示機 	タクシー配車システムの運用を停止しています。ゲートは開放状態になり、タクシー待機場、第2タクシー待機場は入退場できます。

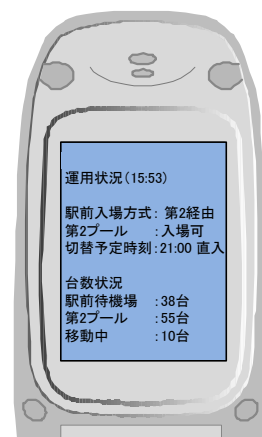


図3-2 携帯電話表示例

利用上のご注意

- (1) **満車の場合はゲート付近に並ばないでください。**そのまま滞留し違反車両として登録された場合、タクシー待機場及び第2タクシー待機場に入場できなくなります。
- (2) 第2タクシー待機場からタクシー待機場へ移動する経路は、**十条通⇒油小路通⇒八条通**です(図2-1 参照)。近道などにより第2タクシー待機場からの出庫順序とタクシー待機場の入庫順序が違う場合、「順序注意」を表示します(ゲートは開き入場は可能です)。
- (3) 経由モード時に、第2タクシー待機場を經由していない場合など、ルール違反の車両を検出すると、ゲート横の表示機に違反内容を表示しゲートは開きません。違反検出時は車両番号が登録されますのでご了承ください。
- (4) ゲートのトラブル等でゲートが開かない場合など、お困りの時は、**ゲート横のインタホンで管理者を呼び出して下さい。**遠隔からゲートの開放など対応します。
- (5) タクシー待機場へ入場するごとに記録し、集計し、入場回数に応じて課金します。支払期限までに支払いがされない場合は、違反車両として登録し、入場を制限する場合があります。

タクシー配車システム設備一覧

場所	名称	仕様	単位	数量	備考
駅前タクシー待機場 (降り場合)	配車システム制御盤	鋼板製屋外自立閉鎖型(980×1075×2140)	機	1	道路施設
	AC100V 分電盤	鋼板製屋内壁掛型(400×1075×2140)	機	1	道路施設
	受発信器盤	鋼板製屋内壁掛型(786×436×1371)	機	1	道路施設
	監視カメラ	ボックスタイプ, メガピクセル, 固定型IPカメラ	機	3	道路施設
	カーゲート		機	1	道路施設
	ループコイル	閉動作用	機	1	道路施設
	インタホン	屋外自立, 防雨構造	機	1	道路施設
	車両検知機	埋設型	機	1	道路施設
	LED表示板	屋外防雨構造(410×120×1010)	機	1	道路施設
	発信アンテナ	埋設ケーブルタイプ	箇所	2	道路施設
	受信アンテナ	ダイポール型	機	2	道路施設
	丸型ストレートポール	φ114.3 L=2.7m	本	1	道路施設
	丸型テーパーポール	φ89.1～φ165.2 L=4.0m	本	1	道路施設
第2タクシー待機場	配車システム制御盤	鋼板製屋外自立閉鎖型(980×1075×2140)	機	1	道路施設
	受発信器盤	鋼板製屋外自立型(700×350×1600)	機	1	道路施設
	監視カメラ	ボックスタイプ, メガピクセル, 固定型IPカメラ	機	3	道路施設
	カーゲート		機	2	道路施設
	ループコイル	閉動作用	機	2	道路施設
	インタホン	屋外自立, 防雨構造	機	2	道路施設
	引込計器箱	樹脂製屋外壁掛型	機	1	道路施設
	出庫警告灯		機	1	道路施設
	車両検知機	埋設型	機	2	道路施設
	LED表示板	屋外防雨構造(1056×570)	機	1	道路施設
	LED表示板	屋外防雨構造(204×76×492)	機	1	道路施設
	発信アンテナ	フェンス取付タイプ	式	1	道路施設
	発信アンテナ	埋設ケーブルタイプ	箇所	2	道路施設
	受信アンテナ	ダイポール型	機	2	道路施設
	NAポール	φ139.8 L=6.0m	本	3	道路施設
路上の誘導表示機	交差点稼働表示用無線親局盤	樹脂製屋外壁掛型(250×151×350)	機	2	道路施設
	交差点稼働表示用無線子局盤	樹脂製屋外壁掛型(250×151×350)	機	6	道路施設
	交差点稼働表示用無線中継局盤	樹脂製屋外壁掛型(250×151×350)	機	6	道路施設
	LED表示板	屋外防雨構造(204×76×492)	機	6	道路施設
管理事務所	管理サーバ	タワー型FAパソコン	台	1	市有物品
	無停電電源装置	2200VA 据付型	台	1	市有物品
	管理端末	デスクトップ型, モニタ付	台	1	市有物品
	プリンタ	レーザ型A4プリンタ	台	1	市有物品
	ルータ, HUB類		式	1	市有物品
	監視カメラ端末	デスクトップ型, モニタ付	台	1	市有物品
	インタホン親機	卓上型	台	1	市有物品
	RFIDタグ	標準型	個	2000	市有物品
	タグ装着用クリップ		個	2000	市有物品

○京都駅八条口旅客自動車待機場等条例

平成 28 年 3 月 30 日

条例第 36 号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例

(設置)

第 1 条 京都駅八条口の周辺の道路における安全かつ円滑な交通の確保を図るため、旅客を運送する事業の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）を待機させ、及び旅客自動車を利用する旅客の乗降又は待合いの用に供するための施設（以下「待機場等」という。）を設置する。

2 待機場等の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第 2 条 待機場等の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 別表第 1 に掲げる京都駅八条口タクシー待機場（以下「タクシー待機場」という。）に関して、指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) タクシー待機場の供用に係る業務
- (2) タクシー待機場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 別表第 1 に掲げる京都駅八条口貸切バス乗降場及び京都駅八条口貸切バス臨時降車場（以下「貸切バス乗降場等」という。）に関して、指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 貸切バス乗降場等の供用に係る業務
- (2) 貸切バス乗降場等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間等)

第 3 条 待機場の供用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 待機場に入場させることができる旅客自動車は、別表第 2 のとおりとする。

3 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、待機場等の運営に支障がないと認める場合に限り、別表第 2 に掲げる車両以外の車両を待機場等に入場させることができる。

(入場資格及び入場登録)

第4条 タクシー待機場に旅客自動車を入場させることができる者は、タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者（タクシー待機場の位置を営業区域に含む者に限る。以下同じ。）とする。

2 タクシー待機場に旅客自動車を入場させようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録（以下「入場登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) タクシー待機場に入場させる旅客自動車に係る道路運送車両法の規定による自動車登録番号

(3) その他市長が必要と認める事項

4 入場登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、市長が指定する機器を入場登録に係る旅客自動車に備え付けなければならない。

5 登録者は、第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を市長に届け出て、変更の登録を受けなければならない。

(廃業等の届出)

第5条 登録者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき その相続人

(2) 法人が合併により解散したとき その役員であつた者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(5) 法人が分割により入場登録に係る一般旅客自動車運送事業を承継させたとき その法人

(6) タクシー事業者でなくなつたとき タクシー事業者であつた者

2 登録者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該登録者の入場登録は、

その効力を失う。

(利用制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、待機場等の利用を制限し、又は入場登録を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第7条 待機場等を利用しようとする者は、あらかじめ、市長が指定する場所に旅客自動車待機させ、指定管理者の指示に従い、当該旅客自動車を待機場等に入場させなければならない。ただし、指定管理者が当該場所に待機させる必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により待機場等に旅客自動車を入場させた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

3 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、利用料金を徴収しない。

- (1) 午後11時から翌日の午前6時までの間にタクシー待機場に旅客自動車を入場させた者
- (2) 午前6時から午後6時までの間に貸切バス乗降場等に入場させた旅客自動車を、旅客を乗車させずに10分以内に退場させた者
- (3) 午後6時から翌日の午前6時までの間に貸切バス乗降場等に入場させた旅客自動車を10分以内に退場させた者

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(無料開放)

第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、一定の期間を

限り、待機場等を無料で開放することができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第 1 1 条 登録者は、その地位を譲渡し、又は他人に使用させることができない。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 28 年 3 月 30 日規則第 83 号で平成 28 年 4 月 1 日から施行)

(準備行為)

2 入場登録の申請その他待機場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日条例第 54 号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 第 1 条の規定 平成 29 年 7 月 1 日

(3) 第 2 条の規定 市規則で定める日

(平成 29 年 11 月 14 日規則第 33 号で平成 29 年 11 月 15 日から施行)

(準備行為)

2 京都駅八条口タクシー待機場及び京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第 2 条の規定の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 30 年 6 月 11 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日条例第 111 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都駅八条口旅客自動車待機場等条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金について適用し、同日前に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月30日条例第75号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都駅八条口旅客自動車待機場等条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都駅八条口貸切バス乗降場及び京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金について適用し、同日前に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1(第1条関係)

名	称	位	置
京 都 駅 八 条 口 タ ク シ ー 待 機 場		京都市南区西九条院町9番地の2	
京 都 駅 八 条 口 貸 切 バ ス 乗 降 場		京都市南区東九条西山王町32番地	

京都駅八条口貸切バス臨時降車場	京都市南区東九条室町49番地
-----------------	----------------

別表第2（第3条関係）

区 分	入場させることができる旅客自動車
京都駅八条口タクシー待機場	タクシー（タクシー業務適正化特別措置法第2条第1項に規定するタクシーをいい、中型車又は小型車の車種区分に該当する運賃の適用を受けるものに限る。）
京都駅八条口貸切バス乗降場	道路交通法第3条の規定により区分された自動車のうち、乗車定員が11人以上の大型自動車又は中型自動車
京都駅八条口貸切バス臨時降車場	

別表第3（第7条関係）

区 分	利 用 料 金	
京都駅八条口タクシー待機場	20円（1台1回につき）	
京都駅八条口貸切バス乗降場	午前6時から 午後6時までに入場	20分までごとに 2,030円
	午後6時から 午前6時までに入場	20分までごとに 1,010円
京都駅八条口貸切バス臨時降車場	午前6時から 午後6時までに入場	20分までごとに 2,030円
	午後6時から 午前6時までに入場	20分までごとに 1,010円

京都駅八条口旅客自動車待機場等要綱

(入場登録の申請)

第1条 京都駅八条口旅客自動車待機場等条例（以下「条例」という。）第4条第2項に定める入場登録を受けようとする者が京都市長に提出する申請書は、「京都駅八条口タクシー待機場入場登録許可申請書（様式第1号）」及び「京都駅八条口タクシー待機場入場登録申請車両の明細（様式第2号）」を標準とする。

(場所の指定)

第2条 条例第7条第1項の市長が指定する場所は、別表第1のとおりとする。

(指定通行路)

第3条 登録者は、鴨川西タクシー待機場から京都駅八条口タクシー待機場へ車両を移動させる場合は、別図1に示す指定通行路に依らなければならない。ただし、特別な事情により指定管理者が指示する場合は、この限りでない。

(注意義務)

第4条 登録者は、条例に関連する施設を使用する行為によって、施設に損害を生じさせないように注意しなければならない。

(損害の報告)

第5条 登録者は、第4条の注意義務の履行の有無に関わらず、施設に損害を生じさせた場合は、損害の内容等を速やかに指定管理者に報告しなければならない。

(原因者負担)

第6条 第4条の注意義務を怠り、施設に損害が生じたときに必要となる施設に関する工事又は施設の維持の費用については、施設に損害を生じさせた者が負担し、原状回復を行わなければならない。

(使用制限等)

第7条 条例第6条各号に基づき、禁止事項及び禁止事項ごとに適用される警告や使用の制限及び登録の取消（以下「使用制限等」という。）に関する量定（以下「基準」という。）を以下の各項に定める。使用制限等は、禁止事項に違反した車両又は当該車両の登録者（以下「違反車両等」という。）に対して

適用される。

2 条例第6条第1号及び第2号について、禁止事項及び基準を別表第2のとおりとする。

3 条例第6条第1号及び第2号について、前項のほかに近畿運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の行政処分等の対象となる違反行為があった場合は、その違反行為に対する行政処分等の量定を準用し、基準とする。

(委員会の設置)

第8条 違反車両等に対する使用制限等の適用については、委員会を設置し、諮問する。

2 委員会は指定管理者の諮問に応じ調査審議し、これに関し必要と認める意見を指定管理者に述べることができる。

3 委員会の設置及び委員の選任は京都タクシー業務センターに付託する。

(使用制限等の決定)

第9条 違反車両等に対する使用制限等の適用については、第8条の委員会の意見を聞き、指定管理者が決定する。

2 指定管理者は、前項の決定後、第7条の禁止事項に違反した車両の入場登録申請者に対して速やかに当該決定を通知する。

(再交付の申請等)

第10条 第9条第2項の使用制限等の決定の通知を受けた者は、基準となる日数後以降に、市長に再交付を申請することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定める事項のほか、京都駅八条口タクシー待機場に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この要綱は、京都駅八条口旅客自動車待機場条例の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1 第2条関係

名称	位置
鴨川西タクシー待機場	京都市南区東九条柳下町

別表第2 第7条関係

禁止事項	基準		適用
	初違反	再違反	
京都市が登録者に貸与する機器の他の者への譲渡又は貸与	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
京都市が登録者に貸与する機器の管理不良による紛失、破損、故障等	使用制限 60日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	当該車両
第4条の注意義務を怠り、施設に損害を生じさせる行為	使用制限 180日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
第5条の報告不履行	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
使用料の滞納	使用制限 60日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
使用の実態なし（連続3か月以上）	使用制限 60日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	当該車両
使用頻度少（1ヶ月平均10回未満の使用が連続3か月以上）	使用制限 30日	使用制限 60日	当該車両
指定通行路の遵守不履行	警告	使用制限 10日	当該車両
京都駅及び鴨川西タクシー待機場周辺における迷惑行為 例）のりばやおりばの不適正利用、路上待機、喫煙禁止区域での喫煙、ゴミのポイ捨て、用便、大声を出す、喧嘩 等	警告	使用制限 10日	当該車両

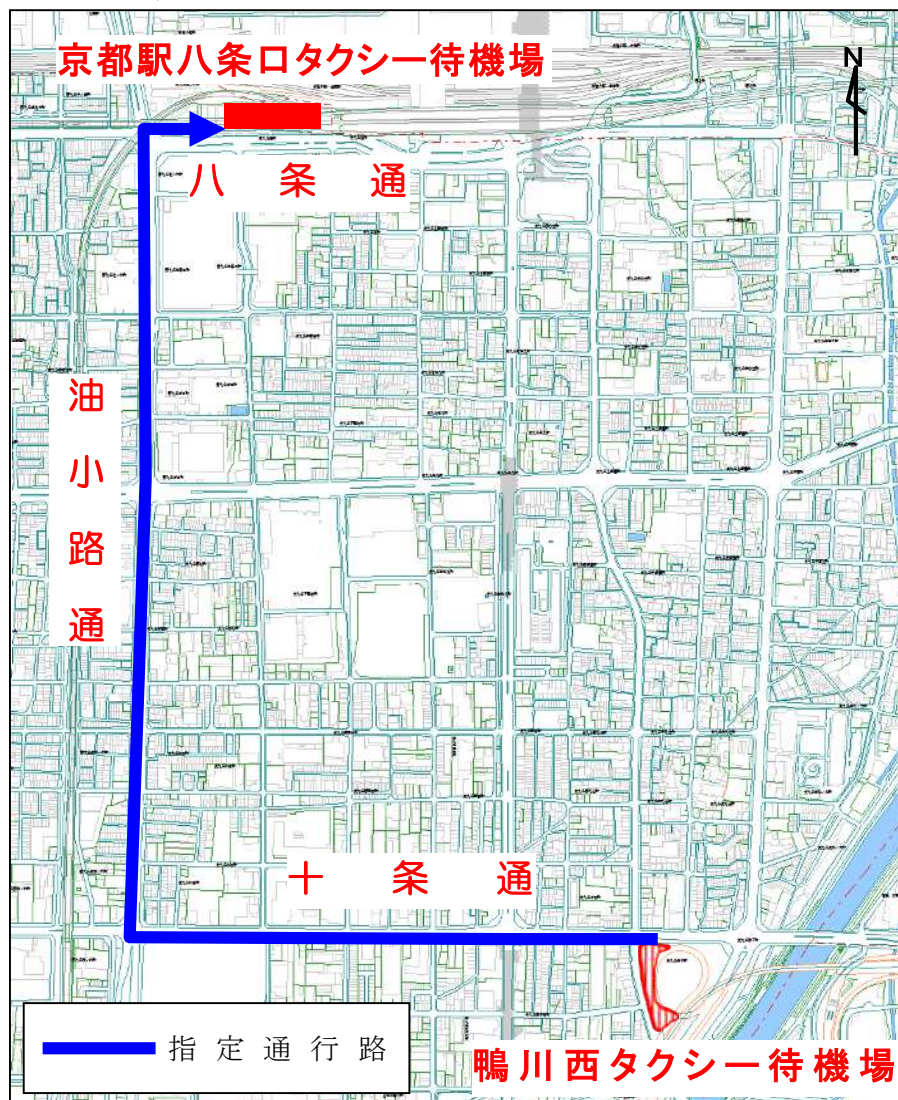
備考） 使用制限等を行う場合において、禁止事項の違反を確認した日から過去3年以内に同一の違反による使用制限等がない場合における当該違反を

「初違反」といい、違反を確認した日から過去３年以内に同一の違反による使用制限等を受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去３年以内に同一の違反による使用制限等を２度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

２ 累違反の基準については、再違反の２倍とする。

３ 適用欄の「登録者」については、禁止事項に違反した車両の登録者が登録する車両全て、「当該車両」については禁止事項に違反した車両とする。

別図１ 第３条関係



(様式第 1 号)

京都駅八条口タクシー待機場入場登録申請書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所 (主たる事務所の所在地) 〒	申請者の氏名 (名称及び代表者名)
Tel () FAX ()	

京都駅八条口旅客自動車待機場条例第 4 条の規定により、 京都駅八条口タクシー待機場への入場に関する登録を申請します。		
道路運送法第 3 条第 1 号ハの 一般乗用旅客自動車運送事業 に関する同法第 4 条第 1 項の許可	許可年月日	年 月 日
	許 可 番 号	
	許可の期限	年 月 日
入場登録を申請する車両の台数	台	
入場登録を申請する車両の 自 動 車 登 録 番 号	※ 登録を申請する車両が複数の場合は、様式第 2 に記載	
添 付 書 類	☐ 様式第 2 ※登録を申請する車両が複数の場合のみ ☐ 道路運送法第 4 条第 1 項の許可証 ☐ その他 ()	
備 考		

(様式第2)

京都駅八条口タクシー待機場入場登録申請車両の明細

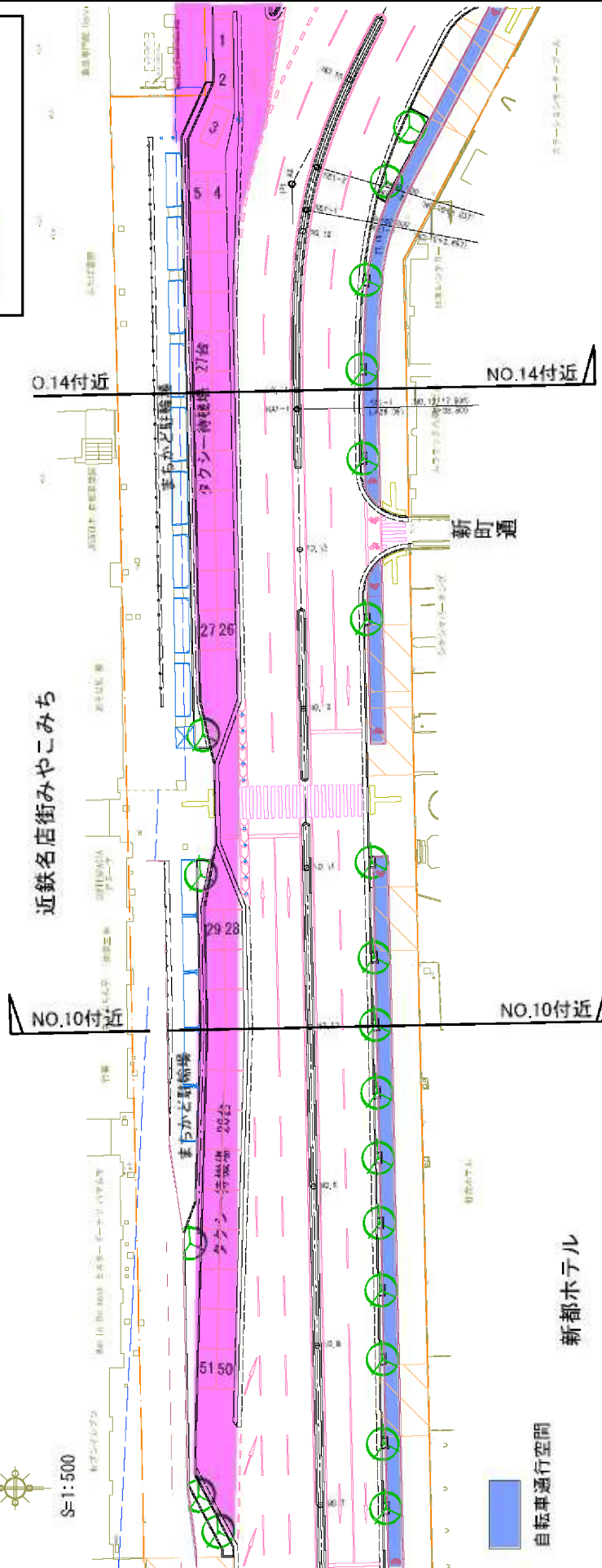
申請者の住所 (主たる事務所の所在地)	〒 TEL : () FAX : ()
申請者の氏名 (名称及び代表者名)	

[illegible][illegible]

別紙

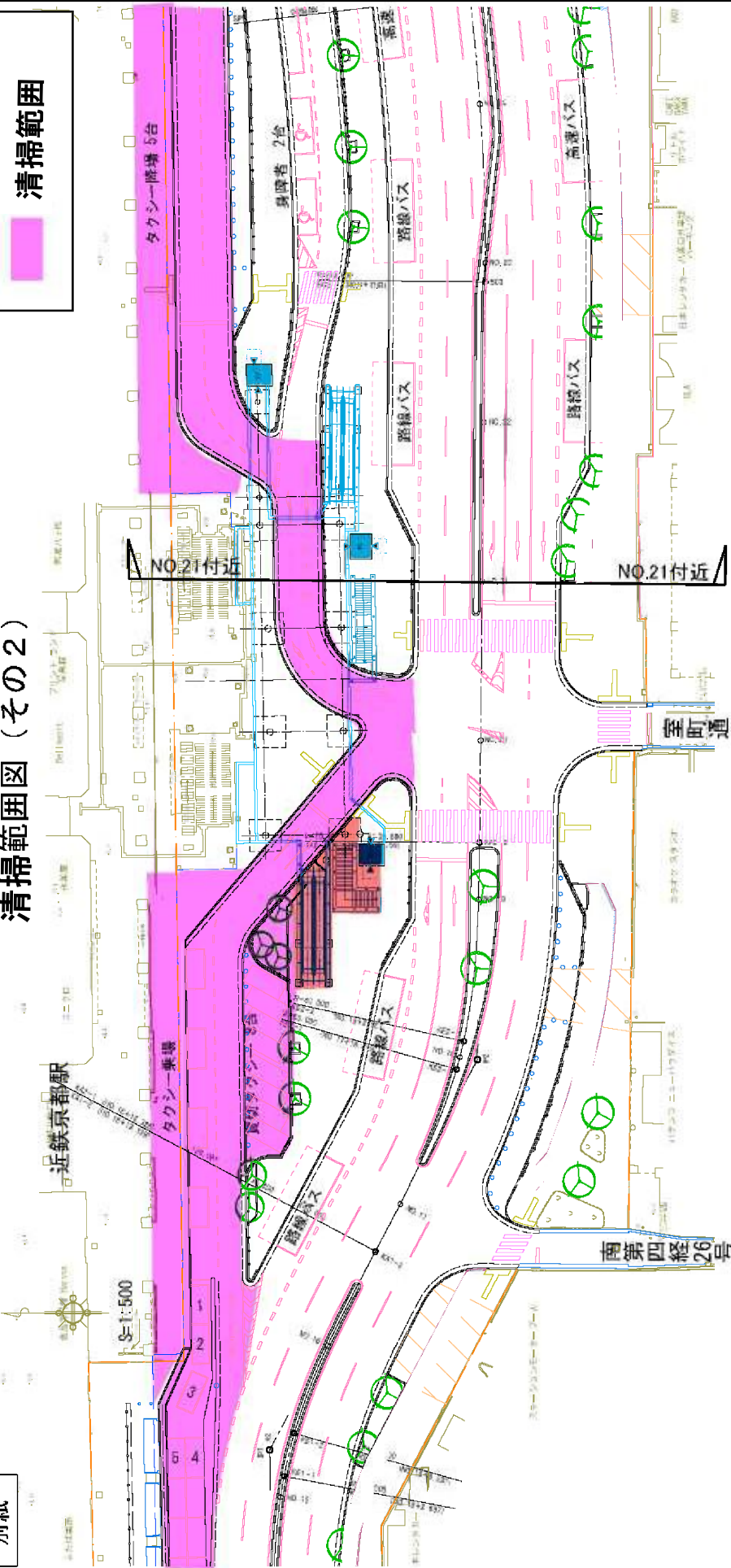
清掃範囲図（その1）

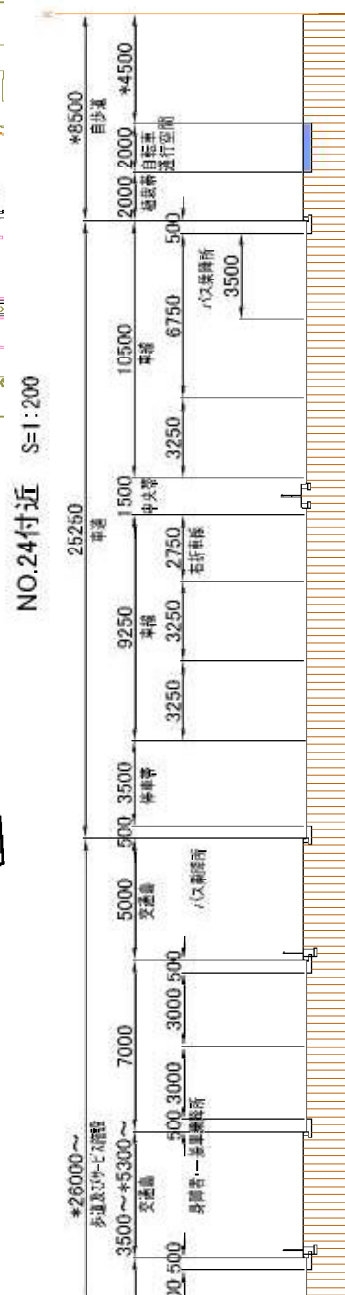
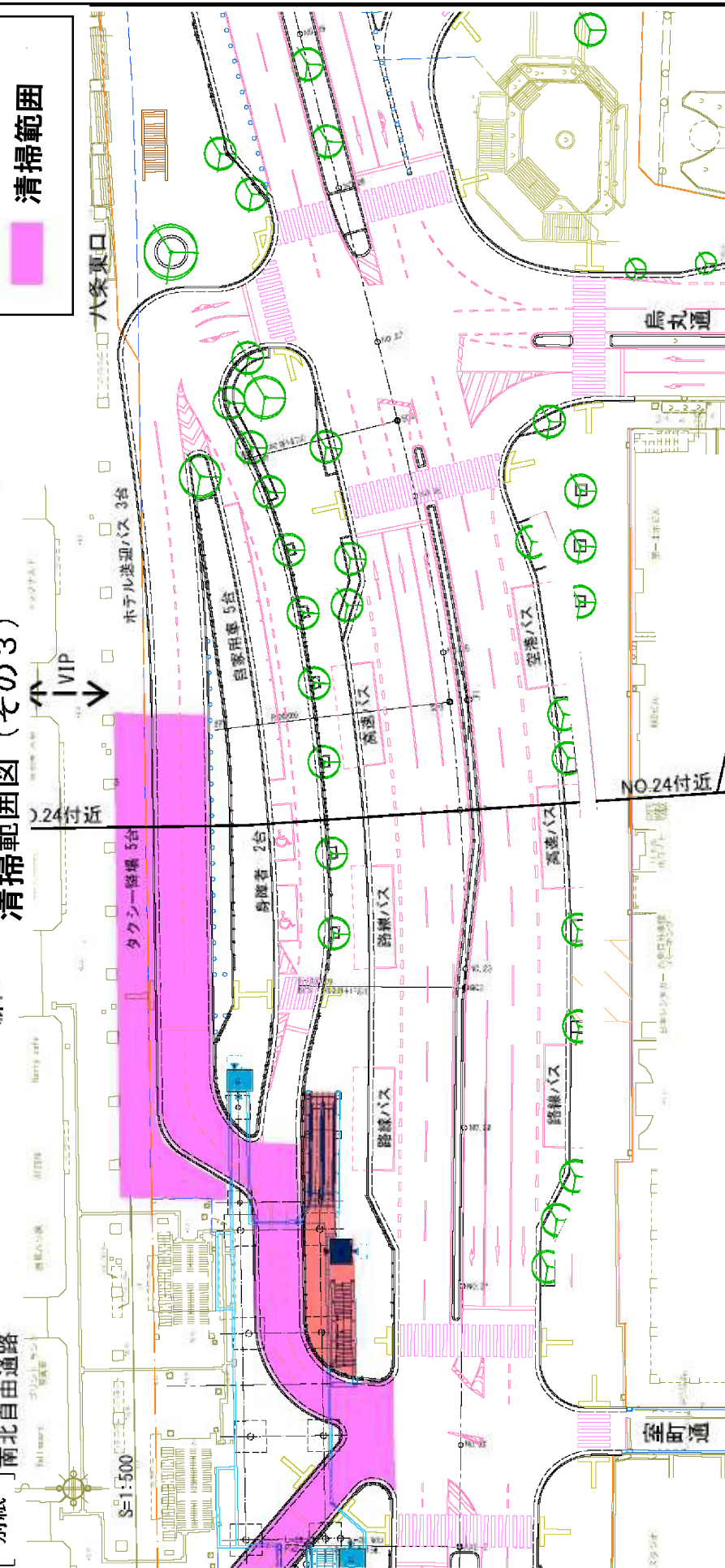
清掃範囲



清掃範囲図 (その2)

清掃範囲





(註) *印寸法は「スチ-リング」による「ポンド」表示とする。

京都駅八条口旅客自動車待機場等に設置する防犯カメラの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都駅八条口旅客自動車待機場等である京都駅八条口タクシー待機場、鴨川西タクシー待機場（以下「京都駅八条口タクシー待機場等」という。）及び京都駅八条口貸切バス乗降場を適正に管理すること及び犯罪防止や事故防止を目的として設置する防犯カメラの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所、撮影範囲)

第2条 防犯カメラの設置場所は、京都駅八条口タクシー待機場等、京都駅八条口貸切バス乗降場とする。

2 防犯カメラは、次の各号のとおり設置する。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、設置目的を達成するために、必要最少の台数とする。
- (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、京都駅八条口タクシー待機場等、京都駅八条口貸切バス乗降場の敷地内とする。
- (3) 防犯カメラ設置箇所周辺に、カメラを設置している旨を表示することとする。

(管理責任者等の設置)

第3条 防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置き、京都市都市計画局歩くまち京都推進室企画課長をもって充てる。

(運用業務の委任)

第4条 管理責任者は、必要があると認める時は、防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を京都駅八条口タクシー待機場等や京都駅八条口貸切バス乗降場の指定管理者若しくは委託管理業者（以下「指定管理者等」という。）に行わせることができる。この場合においては、個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の趣旨を遵守するよう求めなければならない。

- 2 前項の規定により防犯カメラの運用に関する事務を指定管理者等に行わせる場合には、管理責任者は、必要があると認める時はいつでも当該防犯カメラの運用状況に関し、指定管理者等から報告を求め、必要な指示を行うことができる。

(画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の

保管方法、保管期間、消去方法)

第5条 管理責任者若しくは管理に従事する者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 知り得た情報を漏えいしたり、不当な使用をしないこと。
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (3) 画像を記録した記録媒体は、保管庫に施錠をして保管すること。
- (4) 不必要な画像の外部持ち出しを禁止すること。
- (5) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限とすること。
- (6) 保管期間が終了した画像は、復元不能となるように確実に消去し、記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること

(画像の利用・提供の制限)

第6条 管理責任者は、犯罪発生の確認及び管理上必要な場合を除き、画像データを自ら利用してはならない。

2 管理責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、画像データを外部に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく請求があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合
- (3) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

3 画像の閲覧、提供に当っては、提供日時、提供先、提供の目的、理由、画像の内容等を記録しておくこととする。

(苦情処理)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの運用等に関する苦情を受けた時は、適切に対応しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市計画局長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。